

【私立幼稚園】

平成24年6月

保護者のみなさんへ

各私立幼稚園
京田辺市教育委員会

平成24年度 幼稚園保育料の減免申請について

京田辺市では、幼稚園教育の充実及び振興並びに保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園が保育料の減免を行った場合、これに対し私立幼稚園への補助事業を行っています。

対象は、京田辺市に在住し3・4・5歳の園児をもつ世帯です。下記の条件に該当され、幼稚園で保育料の減免を希望される場合は、園で(A)の手続をしてください。

【従来条件】 幼稚園保育料減免の対象となる世帯の区分		減 免 金 額		
		1 人 就 園 の 場 合 及 び 同 一 世 帯 から 2 人 以 上 就 園 し て い る 場 合 の 年 長 者 (第 1 子)	同 一 世 帯 から 2 人 以 上 就 園 し て い る 場 合 の 次 年 長 者 (第 2 子)	同 一 世 帯 から 3 人 以 上 就 園 し て い る 場 合 の 左 以 外 の 園 児 (第 3 子 以 降)
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 226,200 円	266,000 円	305,000 円
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	年額 196,200 円	251,000 円	305,000 円
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	年額 112,200 円	209,000 円	305,000 円
⑤	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯	年額 49,800 円	178,000 円	305,000 円
【新条件】 幼稚園保育料減免の対象となる世帯の区分		減 免 金 額		
		小 学 校 1 ～ 3 年 生 の 兄 ・ 姉 を 有 し て お り 、 就 園 し て い る 場 合 の 最 年 長 者 (第 2 子)	小 学 校 1 ～ 3 年 生 の 兄 ・ 姉 を 1 人 有 し て お り 、 同 一 世 帯 から 2 人 以 上 就 園 し て い る 場 合 の 左 以 外 の 園 児 及 び 小 学 校 1 ～ 3 年 生 に 兄 ・ 姉 を 2 人 以 上 有 し て い る 園 児 (第 3 子 以 降)	
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 247,000 円	305,000 円	
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	年額 224,000 円	305,000 円	
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	年額 161,000 円	305,000 円	
⑤	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯	年額 114,000 円	305,000 円	
【留意事項】				
1 園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の全ての者の証明書が必要です。				
2 所得割課税額は、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とします。				
3 書類提出後であっても不備を認めた場合、その書類の再提出を求めることがありますのでご了承ください。				

(A) 提出書類及び添付書類

- ・ 保育料等減免措置に関する調書 (該当者全員)
- ・ 平成24年度生活保護受給証明書 (区分①の方)
- ・ 平成24年度市民税非課税証明書 (区分②の方)
- ・ 平成24年度市民税所得課税証明書 又は、税額通知書 (写) (区分③④⑤の方)

添付書類の内、市税務課での証明書等の交付については、窓口で保育料減免の申請に使用する旨を申し出てくださいと無料となります。無料となる期間は、申請期日までとなりますのでご注意ください。

申 請 方 法

- ・ 各私立幼稚園で配布の調書に必要事項を記入の上、申請期日までに添付書類とともに園長に提出してください。

申 請 期 日

- ・ 7月4日(水)まで
- ・ お問い合わせ=各私立幼稚園

京田辺市教育委員会教育部学校教育課 (TEL 64-1392)